

離婚届に関連する主な手続き

●各手続きを代理人の方が行う場合、下記の「必要なもの」以外に委任状や本人確認書類などが必要となることがありますので、事前に各担当課にお問い合わせください。

令和5年4月1日 阪南市役所市民部市民課作成

分類	該当	完了	対 象 者	手 続 き	必要なもの	担当課
住 民 登 録 等			住所を変える方	☐ 転居届 ☐ 転入届 ☐ 転出届 ☐ 世帯主変更届 ※世帯主の住所変更に伴って世帯主を変更する場合	【共通】 ☐ 本人確認書類(運転免許証等) 【転入】 ☐ 転出証明書 【転出】 ☐ 印鑑登録証(登録者のみ)	<1階 ①②③④⑤> 市民課
			前配偶者と同居中で生計を別にしている方	☐ 世帯分離届	☐ 本人確認書類(運転免許証等)	
			子どもの戸籍について相談したい方	☐ 養子縁組届、入籍届など		
			結婚中の氏の印鑑を登録しており、離婚に伴って氏が変わる方	※自動的に登録が廃止されますので、必要な方は改めて登録してください。	☐ 印鑑登録証	
			マイナンバーカードをお持ちの方	☐ 記載事項変更	☐ マイナンバーカード	
			住民基本台帳カードをお持ちの方	☐ 記載事項変更	☐ 住民基本台帳カード	
			パスポートをお持ちの方	☐ 訂正新規申請 ☐ 記載事項変更申請	☐ 有効期間中のパスポート ☐ 戸籍謄本等	
			外国籍の方	☐ 通称名(変更・削除)申出 ※在留資格の変更については、出入国在留管理局での手続きとなります。	☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ パスポート	
税金			市税等の口座振替を変更・廃止する方	☐ 口座変更又は廃止 ※口座振替をご利用の方は、口座名義を確認してください。	振替金融機関での手続きとなります。預金通帳、届出印、市税等納付書を持参してください。 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑦⑧> 税務課
			寡婦控除等、税の軽減について相談したい方	☐ 所得税・住民税の軽減	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			原動機付自転車(125cc以下)を所有している方	☐ 所有者、使用者の氏名変更	☐ 所有者、使用者及び届出者の印鑑 ☐ 登録申告済証(標識交付証明書)	
国民健康保険等			国民健康保険に加入している方、年金を受給している方	☐ 被保険者証の記載事項変更 ☐ 年金証書の氏名変更 【70歳から74までの方】 ☐ 高齢受給者証の変更	☐ 国民健康保険被保険者証 ☐ 年金証書 ☐ 高齢受給者証	<1階⑰> 保険年金課
			☐ 配偶者の勤務先の健康保険の扶養を外れて、国民健康保険に加入する方 ☐ 国民年金第3号被保険者の方 ☐ 会社を退職して、国民健康保険に加入する方	☐ 国民健康保険の加入 ☐ 国民年金種別変更届	☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ 年金手帳(基礎年金番号通知書) ☐ 健康保険資格喪失連絡票又は離職票など	
			後期高齢者医療保険に加入している方	※後日、変更後の被保険者証を郵送します。		
介護保険			介護保険に加入している方	☐ 被保険者証の記載事項変更	☐ 介護保険被保険者証(その他、婚姻中の氏記載の介護保険関連証書)	<1階⑰> 介護保険課
障がい福祉			障がい者の手帳を持っている方	☐ 各種手帳の住所・氏名変更	☐ 各種手帳	<1階⑭> 市民福祉課
			重度障がい者医療証を持っている方	☐ 資格内容変更届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			特別児童扶養手当を受給している方	☐ 各種届出		
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	☐ 各種届出		
			障害福祉サービスを受けている方	☐ 申請内容変更届		
			自立支援医療(更生・育成・精神通院医療)を受けている方	☐ 受給者証等記載事項変更届	☐ 既存の受給者証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 人工透析の方は特定疾病療養受領証	

裏面に続きます⇒

子ども関係			児童手当を受給している方 (離婚により受給するようになる方も含む)	☐ 児童手当認定請求 ☐ 児童手当受給事由消滅届 ☐ 児童手当額改定届	☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ マイナンバーカード ☐ 請求者名義の預金通帳	
			子ども医療証を持っている方	☐ 資格変更届	☐ 子ども医療証 ☐ 子どもの健康保険被保険者証	<1階⑪> こども支援課
			ひとり親家庭の支援について相談したい方	☐ 児童扶養手当	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
				☐ ひとり親家庭医療		
				☐ 保育料	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
				☐ 就学援助(小・中学校の給食費等の補助)	☐ 家賃及び居住地の確認できる契約書等(賃貸住宅にお住まいの方のみ) ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階⑫> 教育総務課
			小学校・中学校に在籍している子どもがいる方	☐ 氏名・住所変更等	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
		幼稚園・保育所・認定こども園に在籍している子どもがいる方	☐ 氏名・住所変更等	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課	
年金			婚姻期間中に厚生年金又は共済年金の被保険者である又は第3号被保険者となっていた期間のある方	☐ 離婚時の年金分割 ※離婚するまでの婚姻期間について、年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額を二人で分割することができます。離婚後2年以内に手続きする必要がありますので、お早めに下記のところへご相談ください。 〈厚生年金について〉 貝塚年金事務所 【電話番号】072-431-1122 〈共済年金について〉 各共済組合		
その他			水道(及び下水道)の使用者の名義等が変わる方	インターネットでお手続きが可能です (2次元バーコードからお申込みいただけます) ※詳しくは下記のところへお問い合わせください。 大阪広域水道企業団 阪南水道センター ☎072-470-2155		

離婚届を提出される方へ

離婚届

【届出に必要なもの】

①離婚届書 ②戸籍謄本(届出地が本籍地でない場合)

③裁判離婚の場合は、次の書類が必要です。

※調停・和解が成立した日または判決・審判が確定した日から「10日以内」に届出してください。

- ・調停離婚の場合→調停調書の謄本
- ・審判離婚の場合→審判書の謄本、確定証明書
- ・和解離婚の場合→和解調書の謄本
- ・認諾離婚の場合→認諾証書の謄本
- ・判決離婚の場合→判決書の謄本、確定証明書

届書の記載内容に誤りがある場合は、後日に改めてご来庁いただく場合があります。

※戸籍の記載について

- 届出による戸籍に記載が完了するまで、本籍地と届出地が阪南市の場合で概ね1週間かかります。
- 本籍地が阪南市で他の市町村に届け出た場合、戸籍の記載に1週間以上かかることがあります。

阪南市役所

〒599-0292
大阪府阪南市尾崎町35番地の1

[代表電話番号]072-471-5678

[窓口開庁時間]午前8時45分から午後5時15分まで

(土・日・祝日・年末年始はお休みです。)

手続きチェックシート

離婚

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きに際して本人確認をいたしますので、本人確認書類(原本)の提示をお願いします。

【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(有効期間内のものに限る)(例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など)

【確認に2点が必要なもの】

(例:健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など)

※代理人の方が手続きするときは

- ①代理人の方について本人確認をいたします。
- ②手続きできるかどうか、手続きの対象となる方の関係や委任状等により確認します。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号をご提示していただきます。

関連する手続きについては内側をご覧ください